

「年金の日」及び「ねんきん月間」について

11 月 30 日は「年金の日」・ 11 月は「ねんきん月間」

厚生労働省は、国民一人一人が、「ねんきんネット(※)」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせる日として、毎年 11 月 30 日(いいみらい)を「年金の日」としました。

また、日本年金機構は、公的年金制度を身近に感じ、公的年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的に、毎年 11 月を「ねんきん月間」と位置づけています。

期間中は、全国各地で、年金事務所職員などによる出張年金相談や年金セミナーなどが開催されます。



市では、国保年金課と住民福祉課窓口で、国民年金に関する相談を受けていますので、お気軽にお出かけください(市で受けられない相談については年金事務所をご案内しています)。

※「ねんきんネット」 https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

【問い合わせ】

市民環境部 国保年金課 医療年金係
 TEL027-382-1111(内線 1118)